

**第 11 期**

**長野県分別収集促進計画**

**令和 7 年 11 月**

**長　　野　　県**

## 目 次

1 計画策定の趣旨	· · · · · 1
2 基本方針	· · · · · 1
3 計画の期間	· · · · · 1
4 対象品目	· · · · · 2
5 年度別の取組予定市町村数の推移	· · · · · 2
6 分別収集の促進のための施策（法第9条第2項第4号）	· · · · · 3

## 1 計画策定の趣旨

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下、「容器包装リサイクル法」という。）は平成12年4月から完全施行され、消費者・市町村・容器包装製造（利用）事業者がそれぞれの役割を担い、一般廃棄物全体の容積で約6割、重量で約2割～3割を占める容器包装廃棄物の分別収集及びリサイクルが進められた。

平成18年6月には法改正が行われ、容器包装廃棄物の分別収集とリサイクルのみならず、リデュース、リユースをさらに推進し、すべての関係者の協働により社会全体のコストを低減させるため、容器包装廃棄物の3Rの一層の推進を図ることとなった。

さらに、海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題などへの対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を一層促進する重要性が高まっていることから、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、「プラスチック資源循環法」という。）が令和4年4月1日に施行され、市町村はその区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及びリサイクルに必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされた。

容器包装リサイクル法第9条第1項の規定により、第11期長野県分別収集促進計画を策定し、分別収集に取り組む市町村を支援するとともに、県民の4R（3R+リプレイス）に関する意識の向上を図る。

## 2 基本方針

本計画は、次の事項を基本に推進するものとする。

### (1) 4R（3R+リプレイス）の推進

県民、事業者及び行政がそれぞれの立場と役割に応じ、ごみの発生自体を抑制するリデュース及びリユースの取組を積極的に進めることに加え、発生した廃棄物については、循環資源としてリサイクルを図る。また、使い捨てプラスチック製品から、再生利用可能な素材や植物由来素材等を使った製品への転換（リプレイス）に係る取組を推進する。

### (2) 適切な分別・排出の住民意識の向上

地域の実情に応じた市町村の積極的な分別収集への取組のほか、あらゆる年代への環境教育の充実や啓発活動により分別・排出への住民意識の向上を図る。

## 3 計画の期間

本計画の対象期間は、令和8年4月から令和13年3月までの5年間とする。

#### 4 対象品目

本計画は、次の容器包装廃棄物及び製品プラスチックのうち、市町村が収集するもの及び市町村が関与して集団回収されるものを対象とする。

- (1) スチール製容器（鋼製の容器包装）
- (2) アルミニウム製容器（アルミニウム製の容器包装）
- (3) 無色のガラス製容器
- (4) 茶色のガラス製容器
- (5) その他の色のガラス製容器
- (6) 飲料用紙パック（紙製の容器であって、飲料を充てんするための容器）
- (7) 段ボール（段ボール製の容器包装）
- (8) その他紙製容器包装（紙製の容器包装であって、飲料用紙パック・段ボール以外のもの）
- (9) ペットボトル（主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの）
- (10) その他プラスチック製容器包装（プラスチック製の容器包装であってペットボトル以外のもの）
- (11) (10)のうちの白色トレイ（白色の発泡スチロール製食品トレイ）
- (12) 製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの）

#### 5 年度別の取組予定市町村数の推移

品目	年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
スチール	7 1				→	
アルミニウム	7 4				→	
無色ガラス	7 7				→	
茶色ガラス	7 7				→	
その他ガラス	7 7				→	
紙パック	6 3				→	
段ボール	7 6				→	
その他紙	6 6				→	
ペットボトル	7 7				→	
その他プラスチック	7 7				→	
白色トレイ	3 1				→	
製品プラスチック	5 5	5 8		→		

※市町村数は令和7年4月1日現在

## 6 分別収集の促進のための施策（容器包装リサイクル法第9条第2項第4号）

### (1) 市町村による促進策の主なもの

ア プラスチック資源循環法に基づく品プラスチックの再商品化に向けた回収  
プラスチック資源循環法第32条または第33条に基づき、製品プラスチックの再商品化に向けた分別回収を開始し、プラスチックの再生利用を促進とともに、分別排出、リサイクルに対する住民意識の向上を図る。

#### イ 商店等への協力依頼

商店・スーパー等の協力のもとに、商品の過剰包装を抑制し、マイバッグ等持参の普及及び定着を図るとともに、リターナブル容器や再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用・販売の促進を図る。

#### ウ ワンウェイプラスチック削減の取組

使い捨てプラスチック製品の過度の使用を抑制する取組を実施し、県や環境省が展開するプラスチック関連登録制度や認定制度を活用することにより、“プラスチックとの賢い付き合い方”について事業者や住民に情報発信を行う。

また、イベント等においてワンウェイプラスチック削減に向けた普及啓発を実施する。

#### エ 環境教育・啓発活動の充実

学校や事業所、自治会等で開催する環境教育、ごみ問題に関する研修会、また処理 施設の見学会を行い、ごみの排出抑制、分別排出、リサイクルの意義などの意識啓発を図る。

### (2) 県による促進策

#### ア 分別収集の促進の意義に関する知識の普及に関する事項（普及啓発）

##### (ア) 県民運動の推進

プラスチック、容器包装の排出抑制及び再生資源の活用を推進するために、「信州プラスチックスマート運動」、「簡易包装プロモート事業」に取り組む。

###### a 信州プラスチックスマート運動

3つの意識した行動（「意識して選択」、「少しづつ転換」、「分別して回収」）の呼び掛けのほか、「信州プラスチックスマート運動協力事業者」の登録、給水スポットの積極的な活用によるマイボトルの利用促進、河川一斉清掃活動の実施等により、県民、事業者及び市町村とともにプラスチックごみの削減や適正な分別排出を推進する。

###### b 簡易包装プロモート事業

過剰包装ではなく、簡易包装で環境に配慮した商品を選択する意識啓発を実施し、容器包装廃棄物の削減を推進する。

##### (イ) 「長野県政出前講座」等の環境教育の実施

県民の集う場に県職員が訪問し説明等を行う「長野県政出前講座」等において、県民の要望に応じ、ごみ減量化やリサイクルに関する現況や施策の説明を行い、県民の意識の向上を図る。

(ウ) その他の啓発活動

環境省及び経済産業省主催の3R推進月間（10月）にごみ減量に関する広報を実施するなど3Rの推進に努めるほか、多くの県民が参加するイベントへの出展、廃棄物及び環境問題を対象としたポスターの募集を行い、ごみ減量化やリサイクルについて広く県民に啓発する。

イ 市町村相互間の分別収集に関する情報交換の促進に関する事項

(ア) 「一般廃棄物処理実務セミナー」の開催

市町村、一部事務組合及び広域連合の担当者を対象として、市町村等が抱える一般廃棄物行政に係る諸問題をテーマとした講演のほか、情報交換や先進事例等の共有を図る。

(イ) 「廃棄物行政に係る市町村等新任担当職員研修会」の開催

年度当初に市町村等の新任担当職員を対象として、容器包装リサイクル法やプラスチック資源循環法をはじめとする各種廃棄物関連法の基礎知識や本県の一般廃棄物処理状況について情報を提供する。

(ウ) 「長野県一般廃棄物情報メールマガジン」の発行

市町村等向けに一般廃棄物の減量、適正処理等に関する情報や市町村等の取組事例を発信するメールマガジンを定期的に発行し、情報の共有を図る。